

いじめ防止基本方針

上天草市立姫戸中学校

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの防止等に関する基本理念

- (1) いじめは、すべての生徒に関係する問題であること。
- (2) いじめの防止等対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- (3) すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。
- (4) いじめの防止等対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 組織の設置等

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等対策のための組織」として「いじめ対策委員会」を置く。なお、情報集約担当者については、生徒指導主事が行うものとする。

3 基本方針の内容

- (1) 学校、家庭、地域その他の関係者間の連携等により、いじめの問題への対策を進め、いじめの防止等対策をより実効的なものにするため、基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定める。
- (2) 本校の実情に応じ、いじめの防止等対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等対策が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。
- (3) 家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証を行う。
- (4) より実効性の高い取組を維持するため、基本方針の記載内容についても、本校の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直す。

4 いじめの定義

いじめ防止対策推進法

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に市教委及び警察に相談・通報し、連携した対応を取っていく。

5 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもあり、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるようにすることが必要である。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図る。

(1) いじめの防止

- ア すべての生徒に、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げる。
- イ 学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育む。
- ウ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- エ 学校の教育活動全体を通じ、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりに努める。
- オ 自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- カ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。
- キ いじめの問題への取組の重要性について保護者や地域等に認識を広め、家庭、学校、地域が一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進するための普及啓発を図る。

(2) いじめの早期発見

- ア 学校生活の中で生徒の変化に気を配り、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。
- イ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等を行い、いじめの兆候の把握に努め、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ウ 家庭、地域、関係機関と連携して生徒を見守る。

(3) いじめへの対処

- ア いじめがあることが認知された場合は、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行う。
- イ 家庭や市教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、関係機関と連携して対応する。
- ウ 職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。
- エ 学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。
- オ いじめの解決とは、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみ

で終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

カ すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

キ 別紙1<いじめ対応マニュアル>に沿った対応を常に意識し、保護者・本人の意志を尊重した指導を行う。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、PTA活動や学年懇談会などをはじめ、地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設け、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携について

平素から、学校と市教育委員会及び関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築に努め、いじめの問題に対して必要な教育上の指導によって、十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携を図る。

そのうえで、上天草市学校等警察連絡協議会等において情報交換を活発に行い、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、又は、地方法務局等、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知する。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための取組

いじめの防止等のために本校が実施する取組は、以下のとおりである。

(1) いじめの防止

ア いじめの防止等のため、学校、家庭、地域、関係機関の連携の強化を図る。

イ 熊本の心「助けあい、励ましあい、志高く」を大切にし、郷土を愛し、健全な青少年を育成するための風土づくりに向けた取組を進める。

ウ 「くまもと家庭教育支援条例」の周知や「くまもと『親の学び』プログラム」の実施等を通じた啓発活動を行い家庭教育の支援を行う。

エ 生徒が、地域住民による学校支援活動での様々な人々との触れ合いや豊かな体験の機会等を通じて、他者への理解を深め、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度、物事に感謝する心を身に付けるとともに、社会を生きぬく豊かな心を醸成できるよう、熊本版コミュニティ・スクール等を通じて学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを推進する。

オ 生徒指導に係る体制等の充実を図り、いじめの防止を含む教育相談を実施する。なお、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー、いじめ・不登校アドバイザー等の派遣を要請する。

カ 携帯電話等へのフィルタリング普及を促進し、インターネット上でのいじめをしないさせない環境づくりに努める。また、SNS等のサービス利用で生徒がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報モラル教育を充実させるとともに、保護者等への啓発を図る。

キ 日常を離れた異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会を提供し、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動するなどの活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図り、楽しく登校できる学校づくりを推進する。

ク 教職員の不適切な認識や言動、特に体罰については、暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、生徒を傷つけ、又は、他の生徒によるいじめを助長することもあることから、校内研修等により体罰禁止の徹底を図る。

ケ 教職員のいじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力を向上させるため、校内研修等の充実を図る。

コ 学習発表会、全校集会等における生徒を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる取組の充実を図る。

サ すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等を充実させ、子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図る。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの通報及び相談を受け付けるための相談機関の周知徹底を図る。

イ 「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、教育相談体制を充実させるなどして、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめへの対処

ア いじめを受けた生徒と、いじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及び、いじめを行った生徒に対する指導又は、その保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、上天草市学校等警察連絡協議会等を通じて学校相互間の連携・協力体制の整備に努める。

イ いじめの行為が犯罪と思われる場合には、上天草市学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準に基づいて適時適切に相談を行うなど、市教委及び警察との連携・協力体制の整備に努める。

ウ 重大ないじめ事案に対しては、市教委へ速やかに報告するとともに、指示を仰ぎながら必要な措置を速やかに講ずる。

(4) その他の取組

ア インターネットを通じて行われるいじめに学校が早期かつ継続的に対処するため、県教育委員会が行うネットパトロール等の報告を受け、該当生徒及びその保護者へ指導を行う。

イ 各種研修会や通知等を通じ、いじめが生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。

ウ 「心のアンケート」の結果分析や生徒指導担当者会議等での情報共有等を通じて、いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの配付とその活用などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実に努める。

エ 校長は、評価者評価において、職員の問題行動等への対応力を把握するとともに、日頃から生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず報告するなど、迅速かつ適切な対応等について指導・助言を行う。

2 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会と協議し、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

重大事態が発生した場合、校長を通じて教育長へ、事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。また、市教育委員会の調査を依頼し人的措置も含めた適切な支援を要請する。

(平成29年6月1日付、上天教第562号より報告P75～76参照)

(ウ) 調査を行うための組織について

調査組織は、「いじめ等実態調査委員会」とする。

ただし、適切な専門家の確保が困難な場合は、市教育委員会から適任者派遣の要請を行う。

この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、内容の公平性・客観性・合理性を確保する。

(エ) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

○いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

○いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等で聴き取り不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取したうえで、今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。

なお、生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成26年7月改訂 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

(オ) その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、積極的な支援を行う。生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明するなどの措置を講じる。また、調査を行う場合においては、市教育委員会から情報の提供の内容方法時期等について、必要な指導及び支援を受け状況に応じた適切な対応を講じる。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、校長は教育長に報告する。

(2) 再調査

市教育委員会から、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると判断された場合は、「上天草市いじめ調査委員会」の再調査を受ける。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

基本方針について定期的に点検及び必要に応じた見直しを行う。

2 基本方針の公表

学校基本方針は保護者等へ公表する。

いじめ防止年間計画

□：教師の活動 ○：生徒の活動 ◇：保護者の活動

学期	月	取組内容	指導のポイント
1 学 期	4 月	<input type="checkbox"/> 情報交換及び指導記録の引継ぎ <input type="checkbox"/> 指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 【いじめ対策委員会・職員会議】 <input type="checkbox"/> ○学級開き（人間関係づくり・学級のルールづくり）【始業式・学級活動】 <input type="checkbox"/> ◇保護者へ『いじめ対応』について取組説明及び啓発 【学級懇談会・家庭訪問・PTA総会】	・生徒指導上気になる生徒の様子や人間関係を確実に引き継ぐ。 ・全校体制で指導するために共通理解を図る。 ・学校がいじめ問題について、本気で取り組む姿勢を生徒や保護者に示す。
	5 月	<input type="checkbox"/> ○小中合同体育大会を通した人間関係づくり 【学校行事】	・行事に向けて、活動中の生徒の様子や人間関係に十分気を配る。
	6 月	こころのきずなを深める月間 <input type="checkbox"/> ○心のアンケートの実施と活用 <input type="checkbox"/> ○教育相談の実施	・心のアンケートや教育相談を通し、生徒の実態把握に努めるとともに、教師と生徒の信頼関係を築く。
	7 月	校内人権旬間 ◇保護者アンケートの実施	・学級の課題を教師と生徒が共有し、今後の活動に活かしていく。
2 学 期	8 月	<input type="checkbox"/> 部活動や家庭訪問等を通した生徒の実態把握 <input type="checkbox"/> 2学期の生徒指導について共通理解【校内研修】	・1学期を振り返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、2学期へつなげる。
	9 月	<input type="checkbox"/> 夏休み明けの生徒の様子把握	・夏休み明け、生徒の様子の変化に注意する。
	10 月	<input type="checkbox"/> ○学習発表会を通した人間関係づくり 【学校行事】	・行事に向けて、活動中の生徒の様子や人間関係に十分気を配る。
	11 月	<input type="checkbox"/> ○教育相談の実施 <input type="checkbox"/> ○心のアンケートの実施と活用 【いじめ対策委員会】	・学級の課題を教師と生徒が共有し、今後の活動に活かしていく。 ・心のアンケート結果から、生徒の実態把握に努める。
	12 月	校内人権旬間 <input type="checkbox"/> 3学期の生徒指導について共通理解【校内研修】	・2学期を振り返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、3学期へつなげる。
3 学 期	1 月	校内人権旬間 <input type="checkbox"/> 冬休み明けの生徒の様子把握	・冬休み明け、児童生徒の様子の変化に注意する。
	2 月	<input type="checkbox"/> ○心のアンケートの実施と活用 <input type="checkbox"/> ○保護者アンケートの実施	・心のアンケート結果から、生徒の実態把握に努める。
	3 月	<input type="checkbox"/> 指導記録の整理、進級する学年への引継ぎ資料の作成【いじめ対策委員会・職員会議】 <input type="checkbox"/> 指導方針及び指導計画の点検と申し送り	・教師による教育活動の反省を参考に、次年度に向け、指導の準備を進める。

＜いじめ対応マニュアル＞

○ 「いじめ」が、友達や本人の訴えやアンケート等から分かった場合

① 被害生徒への対応

- ・ 本人が把握している状況(客観的事実でない場合もある)をしっかり聞き取り、情報集約担当者に報告する。
- ・ 共感的理解に努め、頭ごなしの否定はしない。支えになること(味方であること)とをしっかり伝え、話してくれたことを認める。

② 学年団、学校としての対応を協議

- ・ 今後の対応についての本人の希望を聞き取る。場合によっては、学校として、担任としての思いを伝える。
- ・ 担任一人で対応をせず、情報集約担当者を中心として組織的に対応する。

③ 被害生徒保護者への説明 (家庭訪問)

- ・ 事実確認の仕方や今後の指導方針について説明をする。
- ・ 保護者の思いを受け取り、場合によっては保護者への説得も必要である。
- ・ 事実確認・指導により一時的にマイナス面が出ることもあり得ることを伝える。(インフォームドコンセントの必要性)

④ 加害生徒への事実確認・指導

- ・ 加害生徒の言い分もしっかり聞く。いじめは許されないことは譲らない。

⑤ 学校としての指導方針決定

- ・ 生徒指導主事、学年団を中心に検討。学校としての方針を決定する。

⑥ 被害生徒・保護者への指導方針説明 (家庭訪問)

- ・ 保護者の思いも受け取り、学校としての指導方針を伝える。

⑦ 加害生徒への指導

- ・ 何があってもいじめは絶対に許されないことを伝える。

⑧ 被害生徒保護者へ指導後の説明 (家庭訪問)

⑨ 加害生徒保護者への説明と今後の指導への協力依頼 (家庭訪問、保護者召喚)

- ・ 場合によっては、謝罪の場についての情報提供をする。
- ・ 今後の生活の在り方について確認をする。

⑩ 周りの生徒への指導

- ・ いじめを訴え・知らせることの正義の大切さを伝える。
- ・ 傍観者であることへの指導を行う。
- ・ 学級、学年の生活の在り方について考えさせる。

⑪ 継続的観察・保護者との連携継続 (家庭訪問)

※ ④～⑦は迅速に行うことが必要である。場合によっては、①→②⑤→③⑥→④⑦→⑧→⑨→⑩→⑪の形を取ることが良い場合もある。